



2025 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社ゼネラル・オイスター
代 表 者 名 代表取締役社長 渡 邊 一 博
(コード番号：3224 東証グロース)
問 合 せ 先 経営管理本部 部長 川 邊 英 樹
(TEL. 03-6667-6606)

(訂正)「資本金の額の減少及び剰余金の処分に関するお知らせ」の一部訂正について

当社の2025年5月15日付「資本金の額の減少及び剰余金の処分に関するお知らせ」の記載事項の一部に訂正すべき事項がございましたので、深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

【訂正箇所】

- 1 頁 1. 資本金の額の減少並びに剰余金の処分の目的
- 1 頁 3. 剰余金の処分の内容
- 2 頁 5. 今後の見通し

【訂正内容】

下記のとおりです。なお、訂正箇所は下線を付しております。

(訂正前)

- 1. 資本金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、当事業年度末において生じている繰越欠損を解消するとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金を減少し、資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることといたしました。

なお、当社は、2024年12月24日付「配当方針の変更及び配当予想の修正（初配）に関するお知らせ」並びに2025年5月7日付「資本剰余金を原資とした配当に関するお知らせ」にて開示したとり、株主還元の姿勢を明確にし、株主の皆様への利益還元の更なる充実を図るため2025年3月期の配当については、資本剰余金を原資として2025年3月31日を基準とする1株当たり10円の期末配当を実施いたします。

(訂正後)

- 1. 資本金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、当事業年度末において生じている繰越欠損の一部を補填し、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金を減少し、資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることといたしました。

なお、当社は、2024年12月24日付「配当方針の変更及び配当予想の修正（初配）に関するお知らせ」並びに2025年5月7日付「資本剰余金を原資とした配当に関するお知らせ」にて開示したとおり、株主還元の姿勢を明確にし、株主の皆様への利益還元の更なる充実を図るため2025年3月期の配当については、資本剰余金を原資として2025年3月31日を基準とする1株当たり10円の期末配当を実施いたします。

(訂正前)

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記資本金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、繰越欠損の補填に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

(1) 剰余金の処分に関する事項

(ア) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,798,820,929円

(イ) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,798,820,929円

なお、これにより、2025年3月末の繰越欠損金を解消いたします。

(訂正後)

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記資本金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、繰越欠損の補填に充当いたします。

(1) 剰余金の処分に関する事項

① 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,500,000,000円

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,500,000,000円

(訂正前)

5. 今後の見通し

本件の資本金の額の減少及び剰余金の処分による繰越利益剰余金の損失の解消は、「純資産の部」における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産の額に変動はなく、業績に与える影響はありません。また、期末配当につきましても、剰余金の処分のため、業績に与える影響はありません。なお本件は、会社法に基づく債権者保護手続が完了し、第本株主総会において、「資本金の額の減少の件」並びに「剰余金の処分」が承認可決されることを条件としております。

(訂正後)

5. 今後の見通し

本件の資本金の額の減少及び剰余金の処分は、「純資産の部」における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産の額に変動はなく、業績に与える影響はありません。また、期末配当につきましても、剰余金の処分のため、業績に与える影響はありません。なお本件は、会社法に基づく債権者保護手続が完了し、本株主総会において、「資本金の額の減少の件」並びに「剰余金の処分」が承認可決されることを条件としております。

以上